

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会  
配食サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢又は心身の障がいや傷病等により支援が必要な方々に対し、生活の根幹である「食」を社協配食サービス事業(以下「事業」という。)の一環として提供することにより、安心して在宅生活を続けられるように支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、西海市内に在住する者で、サービスを利用することが適切であると西海市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)が認めた者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護保険制度の要支援及び要介護者
- (2) 特定高齢者
- (3) 後期高齢者
- (4) 病中・病後で支援が必要な者
- (5) おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、西海市が実施する配食サービス事業の補完が必要とされる者
- (6) 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳保持者で支援が必要な者で、西海市が実施する配食サービス事業の補完が必要とされる者
- (7) その他会長が必要と認めた者

(事業内容)

第3条 この事業は、次のとおりとする。

- (1) 年間を通じて栄養のバランスのとれた食事を調理し、訪問により定期的に提供するとともに、訪問の際、当該利用者の安否を確認し、健康状態に異常等があった場合には関係機関への連絡等を行う。
- (2) 一人当たり1日2食を限度に昼食及び夕食の配達を行う。

(費用の負担)

第4条 配食サービスに要する原材料費等の実費は、利用者が負担するものとする。

- 2 利用者が負担する原材料費等については、別表に掲げる利用者の区分に応じ、同表に定める負担額を当該利用者から徴収するものとする。

(利用の申請)

第5条 事業の利用を希望する者は、誓約書を添えて社協配食サービス事業利用申請書(様式第1号)により、会長に申請しなければならない。

(利用の決定)

第6条 会長は、前条の申請を受理したときは、第2条に規定する対象者に該当するかを調査し、利用の可否の決定を行い、社協配食サービス事業利用決定通知書(様式第2号)、社協配食サービス事業利用却

下通知書(様式第3号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(利用の変更等の届出)

第7条 利用者は、次に掲げる事由が生じたときは、社協配食サービス事業利用変更・廃止届(様式第4号)により、会長に届出なければならない。

- (1) 決定された内容について変更が生じたとき。
- (2) 氏名又は住所を変更したとき。

(利用の廃止)

第8条 会長は、次の各号に規定する利用対象者要件を満たさなくなったときは、事業の利用を廃止することができる。

- (1) 第2条に規定する要件を備えなくなったとき。
- (2) 利用者から利用の辞退の申出があったとき。
- (3) その他会長が事業の利用が必要でないとして認めたとき。

(関連機関等との連携)

第9条 この事業の実施に当っては、市役所、保健所等の機関、及び民生児童委員、福祉推進員等と十分連携を保ち、事業の円滑な運営に努めるものとする。

(その他)

第10条 この実施要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月24日に改正し、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月7日に改正し、平成21年8月1日から施行する。

別表(第4条関係)

利用者の区分	負担額(1食当たり)	
	普通食	副食のみ
第2条の該当者	500円	450円
第2条の該当者のうち高齢者生活支援 ハウス入居者(西海町・崎戸町)	400円	設定なし
第2条の該当者のうち高齢者共同生活 所入居者	400円	設定なし